

テレワーカー就労継続支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「岡崎市テレワーカー育成事業」等で育成した女性が継続的に就労できる環境づくりや、市内事業者のテレワーク業務の開拓等を支援する「テレワーカー就労継続支援事業」（以下、「本事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 岡崎市と「テレワーカー就労継続支援事業に関する事業協力協定」を締結した事業者（以下、「マネジメント中間事業者」という。）と以下の事項について協力し、多様な働き方を促進させる。

- (1) 女性へのテレワークによる就労支援
- (2) 市内事業者のテレワーク業務の開拓支援
- (3) その他、目的に資する事項

(岡崎市の役割)

第3条 岡崎市は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 女性へのテレワーカー育成セミナー等の実施
- (2) 就労を希望する女性へマネジメント中間事業者の情報提供
- (3) マネジメント中間事業者の募集

(マネジメント中間事業者の役割)

第4条 マネジメント中間事業者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) テレワーカーへの伴走支援
- (2) テレワーク可能な業務の獲得
- (3) 市内事業者のテレワーク業務の開拓支援
- (4) 年間実績の報告

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就労を希望する女性等
- (2) 市内事業者等

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、本業務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月20日から施行する。